

江別市 2019年第1回定例市議会 2月25日～3月22日

3月5日一般質問 干場 芳子

第1回定例議会では、一般会計補正予算、骨格予算となる平成31年度江別市一般会計予算、及び、企業会計、特別会計等を可決しました。「札幌市及び江別市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について」は、自治基本条例に基づく市民の意思が的確に反映されておらず合意形成が不十分であることを指摘し、さらに、協約の運用にあたっては効果等を検証し、議会や市民への報告等を行うことを求め賛成しました。2つの審議会条例の改正により、新たな市民公募枠が盛り込まれました。意見書では、「香料の健康被害に関する調査研究や香料の成分表示等を求める意見書」などを国に提出しました。

| 質 問  | 答 弁  |
|--|--|
| <p>1. 市長の政治姿勢について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民合意のもと社会を築いていくことが地方自治であるが、これまで以上に市政への市民参加は不可欠だ。これまでどのように市民と向きあっていたのか、市民参加の重要性についての認識を伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容に応じて直接、市民と向き合う場を設けているとの答弁だが、市長の内容に応じて向き合うという考え方、意図について伺いたい。</li> </ul> <p>(再々質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民や各団体からの要望については、基本的に広報広聴課で受理し、必要に応じ文書や面談により個別に対応しているとの答弁だが、確認するが、直接市民の要請により要望書等を市長は受け取るつもりはないという理解でよろしいか。</li> <li>おとなは子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があるが、改めて市長の子どもの権利についての認識を伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て会議で条例の必要性について、後に庁内でそれら意見をどのようにまとめたのか。今こそ条例制定過程において市民を巻き込み、権利意識を深めていくことが重要だ。生活実態調査も状況が今後明らかになるが、市として条例を制定していく考えがあるのかないのか伺う。</li> </ul> <p>(再々質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て会議では意見の聞き取りであって、それら意見を持って議論されたわけではない。会議では元学校関係者が、必ず反対の立場で発言していることに大変違和感がある。条例制定は市長の考えに依拠することが大きいと考えるが市長の考えを再度伺う。</li> </ul> <p>2. 会計年度任用職員制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新制度の概要について伺う。</li> <li>臨時職員・非常勤職員の現状と新制度下での任用形態についてどのようにお考えか見解を伺う。</li> <li>2020年度スタートに向け、当市における検討状況について伺う。</li> <li>職務の分担や職員配置にも影響してくる可能性があると考えるが、新制度に向けた具体的なスケジュール等について伺う。</li> <li>公共サービスの多様化に対応し、安定的にサービスを提供するためには、経験、スキルのある人材を確保するために</li> </ul> | <p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画策定や各種施策・事業の実施に当たっては、まちづくりへの市民参加を推進するため、パブリックコメントや市民公募委員を追加する条例改正を行っているほか、シンポジウムや市民説明会、市長との対話集会など、内容に応じて、直接市民と向き合う場を設けて様々な意見を伺っている。今後もそのような考え方のもと市政運営に当たっていく。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容に応じて向き合うという考え方についてであるが、市民や各団体からの要望については、基本的には広報広聴課で受理し、必要に応じて、文書や面談により個別に対応している。なお、要望等の内容については庁内で情報共有している。</li> </ul> <p>(再々答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先ほども答弁したとおり、市民や各団体からの要望については、必要に応じて、文書や面談により個別に対応している。このことは、市長（私）が直接、受け取らないということではなく、市民からの様々な意見は、大切なものと認識していることから、市民からの要望を受け取ることは、個別に対応していきたいと考える。</li> <li>子どもの権利についての市民意識の向上に努め、また、子どもの権利条例については、当市では、これまで、子ども・子育て会議において、その必要性についてご意見を聞くなどしてきた。今後国の法案の審議や他自治体の動向等を注視していきたいと考えている。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て会議でのご意見としては、現時点で行われている取り組み等を充実させることが必要であり、条例制定については、教育現場における指導への課題などもあることから、慎重に進めた方がよいとの意見である。国の動向を注視していく。</li> </ul> <p>(再々質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国において児童虐待防止対策に向けた動きがあることから、先ほど答弁したとおり、児童福祉法及び児童虐待防止法改正案の国会審議や他自治体の動向等を注視していきたいと考える。</li> </ul> <p>2.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することなどを目的とし地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、平成32年4月1日から会計年度任用職員制度が創設される。1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイムのものと1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイムのもの2つの類型が設けられている。また条例で定めることで期末手当の支給が可能となるほか、服務に関する規定や職務給の原則など、地方公務員法上の規定についても、正規職員と同様に適用を受けることとなるものである。</li> <li>平成31年2月1日現在、一般会計において臨時的任用職員については24人、非常勤職員については296人、地域おこし協力隊員などの特別職非常勤職員については15人の計335人を任用している。男女の比率は、男性が76人、約23%、女性が、259人、約77%となっている。それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、新制度において、会計年度任用職員へ移行するものと考えている。</li> <li>総務省から会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが示されているところであることから、現在、地域の実情や近隣自治体の状況等も踏まえながら、勤務条件等についての制度設計を進めており適切に対応していきたいと考えている。</li> <li>制度のスムーズな導入に向け平成30年度に臨時・非常勤職員の任用実態の把握などを行った。新たな制度の周知や平成32年度に向けた会計年度任用職員の募集などの期間を考慮しなければならないことから、平成31年度の早い時期に勤務条件等の制度を設計したうえで必要な条例、規則の制定及び改正、人事給与システムの改修等を行うことを予定している。</li> <li>現在の臨時・非常勤職員の採用に当たっても面接による選考を実施し、能力、適性への確認を行っているところであることから、引き続きその</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
| <p>も、現に働いている臨時・非常勤職員を会計年度任用職員に移行することが市民の利益につながると考えるが、見解を伺う。</p> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共サービスの安定的な提供のために臨時・非常勤の存在は不可欠であったと考える。現在の職を改めて検証し、正規の職員の配置はもとより恒常的な職については、常勤職員化も視野に入れ図っていくべきと考えるが見解を伺う。</li> <li>新制度の導入により、会計年度任用職員の給与・報酬等の処遇にあたっては、組合との協議、意向が反映されることが求められると考えるがいかがか伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員団体とも相談していくとのことだが、任用根拠の明確化といった観点からも、その果たすべき役割は重要と考える。同一労働同一賃金を推進していく上で慎重かつ適切な対応が求められるがいかがか。</li> <li>臨時・非常勤職員の実態から、育児、介護休業制度の整備が必要と考えるが、子育て応援のまちとしての考え方や今後の対応について伺う。</li> <li>法の改正の趣旨をふまえ地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう国に要請していくべきと考えるが、財源の措置についてどのようにお考えか伺う。</li> </ul>  | <p>職が設置される場合については、現在任用している臨時・非常勤職員の希望も確認しながら、適切に対応していきたいと考えている。</p> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政運営を行う上で、臨時職員や非常勤職員の役割の重要性は十分認識していることから、制度導入にあたっては、職務内容に応じた適切な勤務条件について検討していきたいと考えている。</li> <li>地域の実情や財政的な問題を考慮しつつ、近隣自治体の状況も参考にしながら、今後、どのような形で進めていくか、職員団体とも相談していきたいと考えている。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先ほども答弁したが、会計年度任用職員の給与水準等については、国から一定の考え方が示されており、あわせて地域の実情や財政的な問題を考慮しつつ、近隣自治体の状況も参考にし、適切に対応していきたい。</li> <li>国の非常勤職員と同様、年次休暇、忌引休暇のほか、産前産後休暇、子の看護休暇、介護休暇、生理休暇などを制度化しており、平成30年度からは育児休業制度を整備し、充実を図っている。会計年度任用職については、国の非常勤職員との均衡を保ちながら、総務省の事務処理マニュアルに沿って対応していきたいと考える。</li> <li>現在、全国市長会を通して会計年度任用職員制度に係る期末手当などの財源や人事給与システムの改修経費について、十分な財政措置を講じるよう、国へ要請している。引き続き、全国市長会へ財政措置を要請していきたいと考える。</li> </ul>      |
| <p><b>3. 防犯カメラの運用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定した要綱では防犯カメラとは、市が設ける公の施設、市の庁舎等に設置されたものと位置づけているが、江別市個人情報保護条例の趣旨に鑑み設置対象となる防犯カメラの考え方について市の見解を伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実態は民間が設置するカメラが断然多い。プライバシーや個人情報の取り扱いには十分に留意することが必要だが、再度認識を伺う。</li> <li>憲法13条に鑑み、プライバシーの保護に十分配慮した運用をすべきであり、民間にも求められる。防犯カメラの設置、及び運用に関するガイドラインを策定するべきと考えるがいかがか伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査・研究していきたいとの答弁だが、多くの識者はプライバシーの侵害を懸念しており、ガイドラインの必要性があると指摘している。個人情報保護審査会の意見を聞くなどし、早急に検討をすすめるべきと考えるがいかがか。</li> </ul>   | <p><b>3.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要綱では、防犯カメラは、市が設ける公の施設において規定している。江別市個人情報保護条例の趣旨に従って、防犯カメラの画像の管理や提供の制限などを規定し、個人情報の適正な取り扱いを確保するものであり、適正な管理、運用を行っていく。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間施設の防犯カメラの管理、運用について、個人情報の適正な取り扱いが行われるよう、商工会議所を通じて市内事業者に促すとともに、広報やホームページ等で周知・啓発している。</li> <li>民間施設を対象としたガイドラインについては、他市の事例などについて調査・研究していきたいと考える。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラのガイドラインの調査研究にあたっては、商工会議所や民間事業者の方に市の取り扱いを説明し、併せて個人情報の取り扱いの実態や意見を聞きながら進めていく。なお、個人情報の保護に関連する内容については、江別市個人情報保護審査会に相談していきたいと考える。</li> </ul>   |
| <p><b>4. 放射性物質への対応について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2016年6月、環境省は省令で8,000Bq/kgとし、放射能汚染された土壌及び廃棄物を再利用できるとした。‘11年の質問に対し「放射性物質で汚染されたものは焼却することにより放射性物質が凝縮され、その焼却灰が蓄積されることで汚染される可能性が懸念される以上、受け入れるべきではない」と答弁していることから、放射能汚染を拡げないため、この方針を堅持すべきと考えるがいかがか。また国に対して、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備等を繰り返し求めていくべきと考えるがいかがか。</li> <li>原発事故後に放射性物質を含むプルームが風に乗ってどこまで移動するかは予測できない。チェルノブイリ事故では原発から280キロ離れた村が、汚染により廃村になった例があることから緊急の事態に備えることが重要である。安定ヨウ素剤の備蓄について検討する考えについて伺う。</li> </ul> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内では、答弁のあった圏域以外の地域でも、安定ヨウ素剤の備蓄、配布に取り組んでいる自治体がある。安全・危険、推進・反対という二項対立を超えて、すべての人々に必要なものであるという新しい防災の視点で、子どもたちの命を守るため市としての責務があることから、その必要性については市民参加で検討する機会をつくるべきと考えるが考えを伺う。</li> </ul> | <p><b>4.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の発生に伴う原子力発電所の事故により、国は、特措法を公布し、放射性廃棄物の処理基準を示した。現在、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など4法律が改正され、放射性物質による大気汚染、水質汚濁がそれぞれ、同法の適用対象となるとともに、国が、汚染、汚濁の状況を常時監視することなどが規定された。放射性物質を含む土壌及び廃棄物を受け入れることについては、過去に答弁した焼却処理に対する考え方と同様であり、放射性物質に関する法整備を求めることについては、昨年の北海道市長会秋季要請活動において、土壌汚染対策法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などが、放射性物質による汚染について法の適用除外となっている状況を踏まえ、関係制度の見直しなどについて、国に要請したところである。今後も、北海道市長会を通じて、同様の要請活動を継続していきたい。</li> <li>当市は、泊発電所から約80キロメートルにあることから、これら北海道地域防災計画に定める、安定ヨウ素剤を備蓄する区域の外に位置している。今後も、安定ヨウ素剤の備蓄については、北海道地域防災計画に沿って対応していきたいと考えている。</li> </ul> <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先ほど答弁したとおり、北海道地域防災計画では、泊発電所から、概ね半径30キロメートル圏を緊急防護措置準備区域として定め、安定ヨウ素剤の備蓄や配布、服用などに関する項目を規定している。北海道地域防災計画に沿って対応していきたいと考える。</li> </ul> |